

## 中尊寺経蔵別当職相伝系譜考

佐々木 邦 磨

奥州藤原氏と平泉文化については既に多くの論説考証が見られる。ここでは鎌倉幕府統治下における中尊寺の経営について、特に経蔵別当職相承次第とその所領所帯相統の事情を、現存する中尊寺文書によつて、これを一々吟味しながら考察してみたい。

天治三年（一一二六）三月二十四日、藤原清衡は中尊寺を創建し落慶供養の盛儀を執行すると、翌日自在房蓮光に八ヵ年に及ぶ金銀泥交行一切経書写の功賞として経蔵別当職に補任した。現高野山所蔵の「中尊寺経」奥書を別にすれば、この補任状案文が中尊寺文書中、供養願文の日時に次いで最も初期のものである（現存の「願文」書写年時等の問題については、後日稿を改めて考証する）。その所領所帯は、岩井郡骨寺村及び瀬原村の御堂出入料田七段と屋敷一所、燈明料屋敷四所、他に日供料・箱拭料などであつた。保延六年（一一四〇）蓮光はこれを真密房幸玄に譲つたが、蓮光には親類で同宿の義城房蓮心がいた。それで幸玄一期の後はこれを蓮心に譲与するものと定め、同職は蓮心から幸円に相統された。蓮心の所帯については、久寿元年（一一五四）三月八日の蓮光讓状によると、金色堂免田三町（伊沢郡黒沢村）と同供養法田二町（同郡栃木郷）をも譲与されて、金色堂領も知行相統したかに見えるが、仁平四年が久寿と改元されたのはその年の十月二十八日のことであり、この文

書にはなお疑問が残る。ここでは金色堂領にまで触れないでおく。ここに便宜、後世天正二十年（文祿元年・一五九二）二月二十五日に経蔵別当大長寿院尊光が書上げた「経蔵別当職之事」にその相承系譜を見ると、

蓮光—幸玄—蓮心—幸円—永栄—朝賢—行朝—行盛—行賢—行秀  
行円—行栄—（下略）

と次第する。しかし、補任状、讓状等のより信憑性の高い史料を見る限り、事実を決してこう簡單明瞭に相統されたとはいえない。まず、系譜にいう四代幸円が経蔵別当職を讓渡したのは承元二年（一一〇八）で、これを身（真）弟子に与えている。その讓状案文には脱字があつてか弟子の名を明記していない。これを尊光の書上に從つて五代永栄であつたとすれば、弘安三年（一一八〇）五月二十五日に永栄が経蔵別当職とこれに付属した坊舎・寺領・所々免田畠・屋敷等を弟子朝賢に讓るまで、何と七十二年間も在職所有したことになる。たしかに永栄の讓状には「永栄師資相承之所帯也」とあるが、幸円のいう身弟子が即永栄であつたとするには疑問がある。他にこれを傍証するものもない限り信用し難い。

また、永栄の弟子には朝賢のほかに永朝・最珍・宮内房虎鬼丸などもいたが、この弘安三年の讓状には「朝賢若不知行事出来者、弟子永朝可領知之、但、行朝出仕之時者、行朝可知行也」とあつて、永栄と行朝の關係が注意される。正応四年（一一九二）四月朝賢は同別当職をこの行朝に讓与しているが、その讓状に「右於行朝阿闍梨者、為伯父上、年来奉公師匠也」と書いている。行朝は朝賢の伯父であり師匠でもあつた。また行朝については、文永九年（一一二七—二八）の関東下知状に、天福二年（一一三三—三四）二月八日父隆近より小

山薬師堂免田三町を相続したことが知られる。つまり、行朝は永栄が朝賢に経蔵別当職を譲る四十六年も前に小山薬師堂免田三町を父

隆近から相続しているのだから、この弘安三年の頃にはすでに相当の高齢に達していたものと推定され、永栄の譲状に、朝賢に不知行のこと出来したときは同じく弟子永朝がこれを継ぐものとしながら、「但、行朝出仕之時者、行朝可知行」といった意味が理解される。それにしても、これから更に十一年後の正応四年に至つて、朝賢は伯父であり師匠でもある行朝に同職を譲つていたのである。もつとも行朝はかなりの老齢であつたと思われるから、一旦同別当職を相続して間もなく死去したか、いずれ職を離れざるを得ない状態になつたのであろう。それで朝賢がまた別当に復した。つまり朝賢の置文によると、朝賢はこの後遠江国の久野四郎兵衛入道某の息子乙増丸に師弟の契約によつて同別当職を譲つた。ところがこの乙増丸は「を」とこになりて、御きたりの仁=あらさるあいた、これを悔返して乾元二年（一一三〇）閏四月二十二日、改めて弟子行盛に譲つていたのである。この行盛は延慶二年（一一三〇）七月二日、大長寿院住持職に補任されている。大長寿院については、建武元年（一一三三）八月の中尊寺衆徒等申状案文に「嘉承二年（一一〇七）三月十五日造立大長寿院」とあり、『吾妻鏡』文治五年（一一八九）九月十七日の条には「次二階大堂号大長寿院」と記されている。中尊寺山内伽藍の中でも最も重要な堂宇であつたと思われる。弘安二年に永栄がこの境内の四至を定めたことはあるが、この延慶二年の補任状によると、その住持職は道昭から頼潤に相承されてきた。ところが、これが衆徒中の申立てによつて「別当」（中尊寺別当実助カ）は頼潤の交衆を停止して欠職とし、経蔵別当行盛に

宛行つたもので、ここにはじめて経蔵別当職と大長寿院の結びつきを明確に認め得るのである。

更に、系譜には行盛より行賢、行秀、行円と次第相続したかに記録しているが、これも認め難い。行盛は正和二年（一一三三）十二月十八日、弟子行賢に経蔵別当職に付属する免田七段の内四段と坊地等を分割譲与した。これは先師朝賢の遺言によるものであつたという。また同日、自分の舎弟行秀には大長寿院免田一町一段及び燈油島等と坊地を譲つている。そして翌年十二月二十五日には、甥の乙王丸に経蔵別当職、その所領骨寺村・坊地・出入免田の残三段・燈油島、及び大長寿院修正田一町・同燈油島、愛染明王免田・塔免田島、更に白山講田等を全て譲与するものと定めている。その譲状によると、乙王丸は甥であると共に本主故朝賢の「殊弟」であり、この相続は朝賢の遺命であるといひ、ただ、乙王丸が成長して出家受戒するまで一応自分の舎弟行秀・行円や行勝にその寺務所職を任せて、乙王丸の後見としているのである。つまり弟子行賢には所領を分割譲与しているが経蔵別当職そのものの相続ではなかつたし、舎弟行秀には大長寿院住持職に付属する免田等を譲つたに過ぎない。行円が経蔵別当職相続の道理も乙王丸出家受戒までの代務ということであつた。ただ実際にはその後も行円が在職住持したらしく、乙王丸に去渡した形跡は見られない。

鎌倉幕府統治下における中尊寺経営の問題を考察するとき、特に経蔵別当職相承の事情を解明する必要がある、なお明らかにし難い点が残るとしても、近世に書上げられた系譜を拠とする従来の寺史は、より史料価値の高い古文書によつて少なからず書き改める必要がある。